

PICK UP

スクールカウンセラー等活用事業に関するQ&A

文部科学省「スクールカウンセラー等活用事業」のウェブページ

件数や相談内容はどうなつては
ますか。

③精神科医 理士

に、「スクールカウンセラー等活用事業に関するQ&A」（初等中等教育局児童生徒課、令和二年二月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/20201012mxt_koubou02-01.pdf

【Q & Aの全体構成】

Q1 スクールカウンセラー等活用事業の事業内容は何ですか。
Q2 スクールカウンセラー等活動に関する年間のスケジュールはどうなっていますか。

Q 6 スクールカウンセラーの配置状況はどうなっていますか。

Q 5 スクールカウンセラーの職務内容に関する国のガイドライン等はありますか。

Q7 スクールカウンセラー等の
重点配置とは何ですか。

③精神科医

④児童生徒の心理に関する高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大

学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあつた者

⑤都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験

なお、上記⑤については、各教育委員会において適切に判断していただき必要がありますが、例えば、学校現場における心理支援の実務の実績を重視する一般社団法

人日本スクールカウンセリング推進協議会の認定に係るガイドンス

カウンセラーなど、心理及び学校教育に関する専門的な知識・経験を有する者が想定されます。もとより、採用に当たつては、公認心理師や臨床心理士も含め、資格を有していることのみをもつて判断するのではなく、面接等を通じ、候補者の学校現場での活動実績等

についても十分に踏まえた上で、選考していただきたいと考えております。

チーム学校への貢献を期待

平成五年に、いじめや不登校の対策として文部科学省のスクールカウンセラー事業がはじまり、二〇年以上たちます。先達による新しい職業の模索と発展の結果、スクールカウンセラーは「チーム学校」で学校教育を充実させる専門スタッフとして位置づけられました。今回スクールカウンセラー選考に関わる資格の⑤として「ガイダンスカウンセラーなど、心理及び学校教育に関して専門的な知識・経験を有する者」が想定されたことは、スクールカウンセラーチーム学校への貢献を期待するものです。

(日本スクールカウンセリング
推進協議会理事長 石隈利紀)